

第9回ジェットロ環境社会配慮諮問委員会

佐々木主幹：

おはようございます。それでは、時間前ですけれども、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。ただいまから第9回目の環境社会配慮諮問委員会を開催いたします。

審議に入りますまでは私の方で進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に御連絡が何点かございます。

最初に資料の確認でございます。資料1、出席リストの次に、皆様からいただいた22年度事業に関するコメントが1つ、資料2です。資料3は、参考までに、前回お配りした今年度の配分表でございます。資料4、これも参考まででございますけれども、意見の取りまとめ項目案、前回お配りしております。資料5、参考までに、前年度の意見書でございます。資料6、23年度の案件形成、これは前回お配りしましたけれども、2次募集で追加がございますので、それも加えたものでございます。資料7、ガイドラインそのものでございます。以上でございます。ないものがございましたらお申し出いただければと思います。

2点目でございますけれども、毎回議事録をとらせていただいております。録音させていただいておりますので、御了解いただければと思います。今回はマイクではなくて集音器で音を集めておりますので、よろしくお願いいたします。申しわけありませんけれども、発言の前にお名前をおっしゃっていただければ幸いです。

それから、今回は一般参加の方が1名いらっしゃいます。もちろん一般参加でも発言は可能でございます。ただし、議事録には掲載させていただくということでございますので、よろしくお願いいたします。

それから、出席者の御紹介ですけれども、今回は今年度第2回目ということもありまして、皆様のお名前を御紹介したりということはいたしませんので、御了解いただければと思います。ただ、前回御欠席のメコンウォッチ顧問の松本悟様が御出席されているということだけ御連絡いたします。

それから、ジェットロ側でございますけれども、本来、機械・環境産業部長の市原健介が出席予定でございましたけれども、急遽海外出張、どうしても外せない出張が入りまして、きょうは欠席ということだけを御連絡させていただきます。

委員の先生方の皆様では、産業環境管理協会の宮崎さん、J B I Cの丸上さん、FoE Japanの満田さん、この3名が御欠席ということでございます。

以上、連絡でございます。

以後は原科委員長に議事をお願いいたします。

原科委員長：

それでは始めましょう。よろしいでしょうか。

原科委員長：

まず1番目でございます。平成22年度のジェットロ事業に関する環境社会配慮についてでございます。

これに関しまして、委員の皆様いろいろな評価をお願いして、コメントをいただいております。お願いしてから2月ほどたっておりまして、なかなか集中して作業をして大変だと思いますけれども、ちょっと宿題の集まりぐあいが悪いようございまして、8名の方のうち6名の方から御回答をいただきまして、個別審査のない方がおられたので5名半ぐらいの感じで。だから、ちょっとぐあいが悪いですね。というところでございます。そのような状況ですので、本日の目標としました今回意見書を取りまとめる作業は難しいかなという感じがいたします。そういうことで、恐縮ですけれども、もう一回会合を開かせていただいて、その間に、まだ出していただいている先生にも出していただいて、そろった段階でまとめる、そのような段取りをとりたいと思います。よろしいですか。これから先も皆さんお忙しいと思いますが、ぜひ、まだ出していない方にはお願いしたいと思います。それから、個別案件ごとの審査でまだコメントをいただいている方にもお願いしたいと思います。日程等は後でまたやりましょう。報告としてはそういう感じですね。

そういうことを前提としまして、コメントについて、私の方でざっと拝見して、私から何か一言言った方がいいのかな。

佐々木主幹：

その前に、前回の宿題が残っていますので。

原科委員長：

もう一つ別の宿題も。これは皆さんの宿題ですが、今度はジェットロ側の宿題です。

では、機械・環境産業部から御説明をいただけますでしょうか。

村上課長代理：

インフラ・プラントビジネス支援課の村上でございます。

前回、田中委員から御質問がございました、従来からの調査でJICAのマスタープラン作成や円借款に結びついた案件は何件あるのかということでございますけれども、その質問に対して、委託元の経済産業省の資金協力課等に確認しましたところいかんということをお説明したいと思います。

いわゆるマスタープランに結びついた案件は何件あるかという分析はなされていないようですけれども、EN締結に至ったところについては、彼らの認識としては31件が結び

ついているということでした。経済産業省としても毎年評価事業をやっておられるということで、そこにおいてわかったという形でございます。

そういうことで御報告いたします。

高梨委員：

全体は何件でしたっけ。

村上課長代理：

全体が290、これは平成21年度までということですが、290件のうち31件がEN締結ということでした。

原科委員長：

1割ぐらい。

田中委員：

21年は、何年から21年までですか。

村上課長代理：

平成10年からです。

原科委員長：

12年間分？

村上課長代理：

はい、そうです。

原科委員長：

1割ほどでしょうか。

田中委員：

ありがとうございます。

原科委員長：

では、宿題はそういうことでございます。

今ちょうど追加で配っていただいているのは、これは、JICAの環境社会配慮ガイドラインのことでインタビューを受けました。10月の初めにJICA理事長表彰というの

をいただきまして、思いがけなかったのですが、JICAがこのガイドラインができたことを喜んでくれました、それを外部から非常に評価されたらしくて、特に特殊行政法人の外部評価で高い評価を得たということで、これはつくってよかったということで、緒方さんから表彰状をいただきました。そのときにあわせて長いインタビューを受けまして、そのインタビューの内容です。

この中では、JICAのガイドラインの趣旨とか、どんなプロセスでつくってきたかとか、いろいろと書いてありますが、ジェットロの場合でも共通したところが随分あると思いますので、御参考までにといいことで今配ってもらっています。後でお読みいただければと思いますけれども、ジェットロもこういう感じのをつかって運用していくことは大変重要なことで、JICAも評価されていますので、同じようなことで、外部評価もこれと高まってくるといいますので、ぜひお読みいただきたい。そんな意味でちょっとよろしく頼みます。

原科委員長：

では、コメントをいただいておりますのを私は事前に拝見しましたので、ざっと私の感想を申し上げます。

まだ出しておられない方もおられるので、全部ではありません。それでも随分たくさんコメントをいただいております。

大きく4つぐらいに分けてお話しします。

1つは貿易投資促進事業についてでございます。これは宮崎委員からコメントをいただいております。

宮崎委員から、環境社会配慮に関してはガイドラインに記載されている項目で十分だということですが、リスクとして有害物質とか有害廃棄物の問題がこれからの重要な課題だという認識を示しておられました。そういったことからのコメントをいただきました。環境中でいろいろ新しい物質ができますと、これは化学物質共通でございますが、中には分解されにくいものとかいうことで、残留性が懸念されているものとかがかなりあります。こういったものに関して、こちらから中小企業等が輸出する場合には、そういった情報を十分に得て、そういう物質を安易に使用しないとか、そういうことをやらないと、後でそういう問題が生じた場合に大変コストがかかりますので、そういうリスクチェック、マネジメントいただければということでございます。

これが貿易投資促進事業についてございまして、全般的には、そういった限定されるけれども、いい方向だというようなコメントでございました。

2番目は案件形成事業でございます。これは分けまして、全般的な意見と事業別の意見とあります。事業の種類は2つありますので、そういう意味では都合3つのグループになりますけれども。

まず案件形成事業全体についての御意見でございます。この件に関しては、松本委員、

高梨委員、村山委員から御意見をいただいております。

松本委員は、円借款案件形成ということであれば、JBICではなくてJICAのガイドラインを参照すべきと。今、JICAの御紹介をしましたが、そういった基本的なことでコメントをいただきました。

それから、費用の問題に関して、為替リスクをきちんと入れないとまずいと。特に今は円が非常に高くなっておりますので、この辺のことがかなり重要だという御指摘でございます。

高梨委員からは、昨年度と比較して環境社会配慮面の検討には改善が見られるということでございます。特にスコーピング等では質的向上が図られているということですので、その点はいいということです。ただ、ほかのJICAとかJBICのガイドラインへの言及はあるけれども、ジェットロ自体の環境社会配慮ガイドラインへの言及が少ない点が気になるということでございます。

村山委員から、全体に関しては、担当されたのは9件ということですが、既に何らかの環境社会配慮の調査が行われている例が半数近くあったということで、このようなタイミングといえますか、そういうことでどうかなということだと思っておりますけれども。例えば、既に行われている関連調査がある場合は、それに対する詳細なレビューを求めないと、もう調査が終わっているからのから的なことではまずいのではないかという御意見でございます。

個別案件に関しましては、影響を配慮すべき項目が工事中のものに偏り過ぎではないかという御意見もいただいております。それから、こういう大胆な比較検討が必要なのですが、まだ徹底されていない部分があるので、これは徹底していただきたいと。

ステークホルダーからの情報収集ですが、ステークホルダーは全く記述がない事例が9件中5件、半分以上あったということです。ただ、ステークホルダーからの情報収集については、案件形成段階でいろいろな事情がありますから、この辺は私は違う見方をしておりますが、村山委員からはこのような御意見をいただいております。

これが2番目の案件形成事業全体についての御意見です。

3番目は円借款案件形成等調査、これは3番目、4番目は事業の種類によって整理して、今度は個別の事業単位でございます。

円借款案件形成等調査は、ごらんのように全部で9件あったわけでございます。順番に申し上げます。

1番目が、インドの太陽光集熱型コンバインド発電プラントプロジェクト調査です。これには丸上委員、宮崎委員からコメントをいただいております。

丸上委員からは、多数の候補地の中から1箇所が最有望地として選ばれております。この場合に、ここでは主に建設コストを尺度として選択されたものであると。しかし、ここでは環境影響評価、環境社会配慮面も勘案してもらいたいという意見でございます。

宮崎委員からは、全体的にはしっかりとした調査の枠組みがとられているということでございます。ただ、調査内容の中では、集光型太陽熱発電装置ということでございます。

けれども、運用時は大変よろしいわけですが、製作段階からの全体のライフサイクルアセスメントの視点ではどうかということをチェックしていただく必要があるだろうというコメントをいただいております。それから、調査期間は実質的には約20—これは20日間ですかね。ちょっと間違っていますね。多分、「日」が抜けていると思いますけれども、短いということだと思います。

社会環境と人権への配慮の中では、住民への影響、建設中に迂回路のことに関するコメントをいただきました。

環境社会影響の範囲については、乾季と雨季それぞれでいろいろな配慮事項があるという御指摘をいただいております。

ステークホルダーからの情報収集については、より積極的にやっていただきたいということでした。

気になったのは、この案件では円借款を希望していないことが気になるということでした。

これが1番目の案件です。

2番目は、インドネシアのスラバヤ市都市鉄道建設計画調査でございます。高梨委員からいただいております。

これは交通渋滞が大変厳しい状態で建設していくということで、我が国の急速施工技術、短期にやられていることとか、耐震性に優れた高架橋一体システム、日本の技術的な優位性が活用できるようなことだと思います。ただ、大きな問題は、やはり住民移転の問題があるので、この辺の対応をしっかりとってもらいたいという御意見でございます。

3番目、インドネシア・スラバヤ市都市内立体交差事業調査。田中委員から御意見をいただきました。

本調査については、協議議事録などがわかりやすく書かれているので、そういう点では…。この場合はSTEP条件による円借款を前提としているということですので、これに関する費用対効果についてのさらなる調査が必要だという御意見でございます。

環境社会配慮事項につきましては、やはり移転の問題。移転の可能性のある戸数を算定しているということで、これはよい評価だと思います。そういうことがなされていると。それから、客観的に調査手法の課題も記載している、これもいい点ではないかということでございます。

4番目の案件でございます。ウクライナ・キエフ市地下鉄4号線建設計画調査でございます。この件は宮崎委員と田中委員のお二人ですね。

宮崎委員からは、報告書が見やすくなっているということでございます。全般的に、宮崎委員からは、いずれも随分読みやすくなったという御評価をいただいております。それから、これは事業費は大きいです。1,080億円という大きな金額というものでございますが、この場合には5週間ほどの調査で3回に分けて行っているということで、調査期間としては妥当であろうと。

ただ、移転問題がありますので、人権を侵害するような問題が起こらないよう配慮してもらいたいということでございます。

他の選択肢との比較検討については、ここでははっきりとは行われていないと。地下鉄にしなければならない根拠についてはもう少しきちんと示してもらいたいということでございました。

これも政府の円借款に対する関心が低い現状と書いてありますので、円借款でという形を進めるためには相応の対応が必要だということです。

その他としては、財政の健全性に関して注視していく。そういう点では円借款で対応していただいた方がいいかと思えますけれども、これらのコメントをいただきました。

田中委員からは、本調査全体につきましては、E I Aの問題を指摘しておられます。この場合にはE I Aが、2006年に閣議で承認されたものであるということで、そういった基礎との関係。それから、さらに古いもの、2004年の段階の道路・鉄道併用橋の建設に着手した際、ちょっとさかのぼりますけれども、E I Aはどうだったかという疑問も示しておられています。

環境社会配慮事項では、カテゴリのところでございますが、この場合にはJ I C Aで言うカテゴリBまたはCに該当するという記載があるけれども、中身を見ますと事実上の住民移転はまだ始まっていないことから、将来J I C Aの協力準備調査などで採択される場合には、地下鉄案件はカテゴリA案件として扱うようになるのではないかとということでございます。

5番目の案件でございますが、パラグアイの公共放送設立及び地上波デジタル放送網整備事業調査でございます。これはこういう種類の事業ですので、高梨委員からの御意見でございますが、放送機材供与の性格が強くと、環境社会に与える影響は小さいと見ていただろうというコメントでございます。

6番目、ベトナムの第二ミトワン橋建設事業プロジェクト調査でございます。松本委員からコメントをいただいています。

住民移転で309軒が「多く」で、139軒が「少ない」という表現はおかしいのではないかと。相対的には少ないけれども、絶対値が139もあるわけですから、いかがなものかと。おっしゃるとおりだと思います。

それから、協力準備調査3カ月という提案は短過ぎる。

それから、既存のF/Sがある、これは初期の案件発掘と言えるのかというコメントでございます。

それから、特に斜張橋で崩落事故をおこしたカントー橋の教訓が記述されていないのはいかがなものかという御指摘でございます。

7番目のインドネシア・フルライス地域—フルライス。どっちですか。フルライスですか。では文言が違っているね。文言は「フルライス」になっていますが、フルライス地域地熱発電開発調査です。現地で既存データ収集と現地調査を行いまして、その上で日

本で解析というようなことなのですが、これに対して宮崎委員から御意見をいただいております。

地熱発電に対しては、地域住民のプロジェクトに関する認識でございますが、多様な意見があるようですので、それらの意向について今後もよく把握する必要があるということでございます。それから、該当地域のフィールド調査は1日だけだったということで、これはちょっとぐあいが悪いんじゃないかという御指摘をいただいています。

社会環境と人権への配慮については、地域住民の雇用の希望を満たすような配慮が必要ではないかということです。

他の選択肢との比較検討では、ここでは地熱発電の優位性が示されているということです。

当該国がなすべき事項につきましては、もうちょっと大きなマスタープランというか上位の計画という意味では、地熱資源量評価と地熱資源開発計画をつくる必要があるということで、そういう大きな位置づけの中でこれを考えなければいけないだろうということでございます。

ただ、これは年間約60万トンのCO₂排出削減が行われる可能性があるということで、これは望ましいことだと思われるので、円借款が実現するよう支援していかなければということですので、60万トン結構ですね。

8番目でございます。ベトナム・カイメップ・チーバイ国際港フックアン橋建設事業調査でございます。松本委員、宮崎委員、お二人から御意見をいただきました。

松本委員からは、これは初期段階のものとは言いにくいと。

そして、さっきも出てきましたカントー橋の問題、日本の技術が世界をリードしているという点ではそうなのでしょうけれども、一方で事故が起こっていますから、そういう点では事故に対する教訓とか、いろいろ触れなければいけないだろうということでございます。

それから、対象地域はマングローブ林の湿地帯ということでございますが、これは自然の保護で大変重要な意味があるわけですので、カテゴリBとするのは適切ではないだろうかということでございます。

宮崎委員からは、調査枠組みとしては適切だろうということでございますが、調査期間が約2週間ということで、現地調査期間はやや短い感じだという御指摘がされております。

ここでもやはりマングローブ林に影響を及ぼさないような細心の注意が必要であるという問題を指摘しておられます。

この調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲につきましてはのスコップですが、JBICの環境チェックリストに沿ってこれは行われている、これがやはりJICAの環境社会配慮項目を用います、ここではJBICが使われているということで、このような御指摘がございました。

他の選択肢との比較検討では、架橋が最適というのは妥当な結論だと思われるという御

判断でございます。

それから、プロジェクト実施のために当該国がなすべき事項、これはE I というのは多分E I Aだと思いますけれども、E I Aを早く実施するよう御指摘いただいています。

ここでは先方がODAでの実施を望んでいるようなので、日本側としても努力をしていくべきだということです。

9番目の案件でございます。これは松本委員から御意見をいただきました。タイ・ラノン港及びラノン～バンコクルートの実現可能性調査。

実現可能性調査という見出しはあれだと思いますけれども、松本委員も、このタイトルは不適當ではないかと言っておられます。案件形成段階ということで考えていますから、これは確かにどうかと思います。それから、代替案の絞り込みに住民の意見など社会的側面が反映されていないのは問題だと。

それから、「特筆すべき居住地・集落や土地利用は見られない」と記載されておりますけれども、この記載では中身がわかりにくいのではないかと。

以上、9つの円借款案件形成等調査について、各委員からいただきましたことです。急いで申しわけございません。結構量が多いので時間がかかりました。

以上でございます。大変よく見ていただいたと思って、ありがたかったです。

では、4番目に参ります。民活インフラ案件形成等調査でございます。こちらは8件ございました。

1番目から参ります。インド・チェンナイITコリドー沿線都市開発事業調査でございます。これは松本委員と高梨委員から御意見をいただきました。

松本委員からは、日本企業の受注戦略という印象で、案件形成という感じよりはそういう感じがするということでございます。

高梨委員からは、事業の可能性調査というよりは実施段階に入っているのではないかとということでございます。そういう意味で事業アセスが求められているわけですが、その意味では十分な環境社会配慮調査が実施されたとは言えないのではないかと。

2番目の案件でございます。インド・ムンバイ湾横断道路計画調査。宮崎委員からございます。

全体としては、調査の枠組みは問題ないだろうと。内容の濃い調査となっているということでございます。調査全体の期間としても問題はないと。

それから、環境に悪影響を及ぼさないような配慮が必要でありますけれども、雇用が創出されるなど、現地人にとってはよい影響が期待されているということで、前向きに評価しておられます。

環境社会配慮項目としましても、これはこういったことで問題ないだろうということでございます。

他の選択肢との比較検討として、技術的な面での代替案が示されておられませんけれども、事業費・コスト縮減策で幾つかの可能性については検討されているということでござい

す。詳しく記載していただきました。

ステークホルダーからの情報収集については、これからは地域住民からの情報収集と合意形成が重要だということでございます。

事業費が多大になりますので、資金としてはSTEP円借款が不可欠であるということ、このように先方からも積極的な働きかけをもらわないと実現しないだろうということでもあります。

その他ということで、この事業は、瀬戸内海や東京湾横断歩道橋一步道橋というのはおかしな横断道路ですねーを設置した経験のある我が国が技術的に優位な事業と考えられるということで、日本がこの実現に相当協力できるだろうという意味でも実現化が望まれるということでございます。

3番目でございます。ベトナム・ハノイ首都圏高速道路PPP事業調査でございます。これは丸上委員と松本委員、お二人からのものでございます。

丸上委員は、簡易レビューとしては適切かつ十分な内容だということでございます。

ただ、対象国のマクロ経済状況を踏まえた債務負担能力についても検証することが望ましいということもつけ加えてございます。

松本委員からは、聞き取り調査に基づく問題の洗い出しは評価できると。

しかし、影響のうちで、住宅と商業施設への影響は記述されておりますけれども、農地や他の利用地に関して言及がないのはいかがかということでございます。

それから、事業費の概算における用地取得、住民移転費が相当低く抑えられているということで、これはきちっとやっていただきたいということです。

4番目の案件でございます。ベトナム・ホーチミン市スマートグリッド事業調査でございます。丸上委員と松本委員からいただいています。

丸上委員からは、特段の影響は予見されないけれども、スマートグリッド導入に伴う環境改善効果につきまして定量的な分析がなされればさらによかったのではないかとということでございます。

ただ、資金調達方法の検討については、さらに専門家の情報を得るなど、改善の余地があるという御指摘でございます。

松本委員からは、これは国内法上はSEAに該当しないということですが、むしろ電力供給政策全体のSEAとして考える必要があるのではないかとということもございます。それから、停電対策の代替案比較がないのはリスクマネジメント上問題ではないかということもございます。ここでは、どの程度の発電所の新規建設相当の便益があるかを比較することで、円借款をしてまでやる価値があるかどうかをもうちょっと明らかにしてもらいたいと。

それから、太陽光パネルや蓄電池など廃棄物対策を環境面から考える必要があるということもつけ加えられております。

5番目の案件、インドネシア・タンジュンプリオク港アクセス道路PPP事業調査に関

しては、まだ御意見をいただいております。また先生方をお願いしたい思います。委員の皆さん、よろしくお願いします。

6番目の案件、インドネシア・タンジュンプリオク港官民連携港湾開発事業調査。この案件は、宮崎委員、丸上委員、お二人からいただいております。

全体所感。調査の枠組みについては大きな問題はないということですが、これは先方の対応組織の問題かと思いますが、組織間の合意が得られておりませんので、計画実現について詳細に検討する必要があると思われるということですが、そういうことで報告書の内容が少し複雑になっていて、理解に苦しむところもあるという御指摘でございました。

社会環境と人権への配慮につきましては、50戸の移転が必要とされておりますので、住民への配慮が必要だということですが、

環境社会影響の範囲につきましては、EIAについては準備中でまだ行われておりませんが、汚染対策のうち浚渫土砂が適切に廃棄されていないという現地の声があるということですが、そういうことで、底質中の水銀濃度、これは一応世界銀行の許容基準は満たしているようですが、かなり高い値なのでさらに十分注意する必要があるという御指摘でございました。

他の選択肢との比較検討につきましては、調査の趣旨との整合性がとれていない感じがあるということ、その辺の問題を指摘しておられます。

それから、ステークホルダーからの意見聴取はほとんど行われておりません。

いずれにしても、先ほどのところで、Pelindo II案と海運総局間ではお互いに異なる点があって、先方の国内での調整をして方針を早く決定してもらわないとまずいだろうということですが、

その後も同じ格好で、そのようなことも懸念しておられます。

丸上委員からでございますが、環境社会配慮の範囲につきまして、水質、大気質については過去に基準を大幅に超過する測定結果が確認されておりますので、この辺はきちんとフォローしておかないといけないだろうということですが、

当該国がなすべきことにつきましては、このような物流インフラは包括的・広域のマスタープランに沿って開発されるべきものであるということで、マスタープランとの関係をきちんと確認しておくことが望ましいという御指摘をいただきました。

7番目、ガーナ・国産随伴ガス利用メタノール・DME製造プロジェクト調査でございます。丸上委員、高梨委員、宮崎委員、お三方からいただきました。

丸上委員からは、この建設に当たっては、建設の前に椰子や低木が生えているブッシュがありまして、こういった植生が取り除かれて整地されるということなので、このようなことから、生態系への影響、生物多様性保全のための必要な措置、こういったことに対してきちんと検討・評価する必要があるということですが、

高梨委員からは、パイプラインの敷設ではラグーンを迂回する案が提案されております。

このような特徴がありまして、このようないろいろな対策がありますが、ノープロジェクトの代替案についても言及しているということで、いろいろ検討しているのですが、最後の方に書いてありますが、淡水化プラント建設・運転の影響、工場稼働後の排水対策等の検討が十分されていない点が懸念されるという御指摘でございます。

宮崎委員からは、全体としては、調査の枠組みは問題ないということでございます。ただ、調査期間が7日間でやや短い感があるけれども、この場合には3社で分担しておりますので、短い分はそれで少し補っているかもしれないということでございます。

それから、生態系への影響について今後詳細に調査する必要があるということで、こういった点の懸念表明。それから、住民意見の把握をすることが重要だという御指摘でございます。

それから、プロジェクトの実施段階で現地作業員を十分確保できるように方策を考えておく必要があるということございました。

プロジェクト実施のために当該国がなすべき事項につきましては、油田のガス埋蔵量がどれだけあるかがプロジェクトが成功する要点でございますので、そういった情報、そのデータを当該機関が早く公開する必要があるということでございます。DMEやアンモニアの製造をガーナ政府が望んでいるということ積極的に表明することは、JBICからの融資を実現する上でも重要であるというようなアドバイスもございます。

この技術は日本の優位性の高い技術でございますので、これも実現に向かって進めることは望ましいことでございます。

最後、8番目の案件です。ベトナム・ハノイ環状4号線（北西側）PPP事業化調査。松本委員と高梨委員から御意見がありました。

これも承認待ちのF/Sがあつて、案件形成段階ではないと思われるということでございます。

それから、交通量に関しまして、写真やデータから見ると余り交通量が多いとは思えないので、ニーズが本当にあるかどうかをきちんと示してもらいたいということでございます。

それから、農地などの用地取得については言及がありません。

それから、用地取得のおくれに対する措置の記述が乱暴で、この辺もやはり問題ではないかという御指摘です。

最後に高梨委員からでございますが、環境社会面の大きな課題はやはり住民移転であるという御指摘がございまして、計画線上に380軒の家屋が存在して、住民数は1,700人ということで、大変大きな課題ということで、これはいろいろ、道路線形の変更等による住民移転の削減とか、十分な補償とか、こういったことが必要であると。もう一つは生態系への影響です。そのようなことでございます。

以上、たくさん御指摘がありました。少し急ぎましたので漏れた点があるかもしれませんが、一応私が拝見した限りでございますが、全体的に個別の案件を詳細に見てい

いただきましたので、全体の傾向などもおわかりいただけたかと思います。

以上でございます。

原科委員長：

では、私の説明だと大分漏れているかもしれないので、各委員から個別に追加のコメントをいただければありがたいと思います。

では、こちらに座っている順に、松本委員。いいですか。

松本委員：

御説明いただいたので十分だと思いますし、例えば、前回と同じですけれども、結構案件が進んでいる段階の事業をかなり受けていらっしゃるの、本当に今後こういうのが続くのであればどうしたらいいとか、むしろジェットロサイドからの見解とか。立場上なかなか、ジェットロの役割がより中間になっているという困難もあるでしょうけれども、その辺について、これを受けてのジェットロ側の見解を伺えたらと思います。

原科委員長：

では、皆さんから補足でいただくのは、今の点を補強しましょうか。今の点について、ジェットロ側の見解を。確かにこれは前から挙手しました案件形成とそうではないものがまだあるような。

松本委員：

それだけではなくて、いろいろ委員から出されていることについて、見解が必要なものについて幾つか答えていただいて。

原科委員長：

では、まず1つだけ。

村上課長代理：

本件については前々回の委員会でも議論があったところございまして、MET I サイドの見解としては、この案件については我が国企業の技術力を活用した案件の発掘とか形成を目的とした案件で、段階は案件によって差があるにしろ、一応 J I C A による本格形成に入る前の段階の調査であるものを採択しているという認識なので、ガイドラインの前提は崩れていないと考えているということでございます。

原科委員長：

ただ、現実には、見てみるとそうではないものが幾つかあるようなので、それに対する対応はどうされるのですか。セクション段階でそういう評価をもうちょっと厳しくやっていかないと、こういうことが続いてしまうかもしれない。今の松本委員からののは、そういう御心配でしょう。

松本委員：

そうですね。このガイドラインのデザインそのものは案件の早期段階ということで議論させていただいたので、しかし、かなり後の段階であったり、先般の野田総理が発表された6件の円借款の中にも昨年扱った案件はありますし、そのように考えますと、本当に前提が崩れているのであれば、もう少し前向きに、ではそれに合わせるためにはどうしたらいいだろうかという議論をしないと、前提が崩れているけれども真っすぐそのまま進めてしまうと、やはり不都合な点が出てくると思います。むしろ、これを前提にして、ではどこが不都合なんだという忌憚のない議論をして、もしかしたらそんなにそごがないかもしれないので、そごのあるところだけ明確にするという方がやり方としては前向きかなと思います。昨年度の場合はそういう案件は受けないようにしてくださいという意見もありましたけれども、経済産業省側でそういう判断をされて、そこはいかんともしがたいということであれば、むしろこのガイドラインの適用のところ議論しなければならない。

原科委員長：

ガイドラインを少し変えなければいけないね。

松本委員：

そのことも含めて、余り現状と違う前提を認めてしまうのは建設的ではないかなと思います。

村山委員：

私も全体意見のところに書いたのですが、私が担当させていただいた9件のうち4件は何らかの調査が既に行われているわけです。その中でステークホルダーから情報収集しているのは1件だけで、ほかは全く記述がないことがあります。ですから、これは明らかに既に行われている調査をちゃんとレビューしていないと私には思えるのです。

そういう意味で、1つの改善策としては、現在のガイドラインでスクリーニングというのがあるのですが、これは2つに分けてあって、明らかに影響がないと思われるやつとそうじゃないやつだけなんです。影響がない以外のものについてこういう形でチェックがされているのですが、もうちょっとカテゴリ分けを詳しくやって、既に調査があると考えられるものについて、より詳細なチェックをかけるような形にしていくとい

う方法があるのではないかと思うのです。一番いいのは、そういった調査は受けない。早期段階の調査だということが前提にあれば、そういうことができればいいと思うのですけれども、今の状況からするとなかなかそれは厳しいような気がするのです、もしそうであれば、出てきた事業の中で明らかに既に調査が行われているものについてはしっかりレビューをしてもらって、より詳しい調査をしていただくという仕組みをつくってはどうかと思います。

原科委員長：

そうなると大分よろしいのでしょうか、どうですか。

平井理事：

最初の松本さんのお話で出された御意見については、原課の方でもこれから議論していきますけれども、御指摘の点は我々も十分理解するところでございますので、発注サイドの経産省と今出された御意見を踏まえて検討していきたいと考えております。

村上課長代理：

2点目の村山委員からの御指摘についても、既に出されている調査をチェックする仕組みをつくった方がいいというお話ですので、それについても、委託元に送りましてそういったことが可能なのかを含めて議論していきたいと思っております。

原科委員長：

先ほどコメントがありましたように、22年度の円借款案件形成等調査9件の最後にタイ・ラノン港及びラノン～バンコクルートの実現可能性調査というのが入っていて、これは案件形成段階だから、こういうタイトルで出されては困りますから。認識が十分伝わっていないのかもしれないですね。

松本委員：

逆に、これはそういう名前をうたっている割には中身は完全に前段階のものなんですよ。ほかの前段階っぽい名前がついているものがかなり後の方の段階だったりしているので、その辺は非常にやりにくいですね。

原科委員長：

では、順番に御意見をいただきましょう。

村山委員、何かございますか。

村山委員：

私は、先ほど申し上げた点が一番大きかったのですが、あとは、ステークホルダーからの情報収集で、確かに現地のステークホルダーという意味では特定しにくい場合があって、地域住民から意見を聞くという段階ではないものもあるとは思いますが、物によっては、場所も決まってE I Aもあったりするのに全く話を聞いていないとか、あるいは、ジェットロガイドラインの場合はステークホルダーの概念をかなり広くとって実施機関も含めて書いてあるにもかかわらず、全く記述がないというのは、多分されているのだろうけれども記述していないということもあるような気がするのです。そういう意味で、その点については一度念を押して調査をされる方々に伝えられた方がいいのかなと思います。広い意味でのステークホルダーからの情報収集についてももう一度確認をお願いしたいと思います。

原科委員長：

ほかにはよろしいですか。

村山委員：

はい。

原科委員長：

では、柳委員、いかがでしょうか。

柳副委員長：

まだコメントを出していないのですけれども、17案件すべての中でどれにコメントするのかちょっとわからなくなってしまってます。

原科委員長：

○をつけていただいたもので。

柳副委員長：

今、この表を見て、ああこれなんだというようなことで、今読み込みをやっているのですけれども、先ほど御指摘もあったように、個別の案件で、最後のベトナムのハノイの環状4号線についても、制度自体はいろいろ細かく説明されているのですけれども、その中のどれに当たるのか、その手順の中のどの部分をやっておられるのかというのを原簿を見ながらいろいろチェックしている段階で、できるだけ早い段階でコメントを出させていただきたいとは思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

原科委員長：

では、高梨委員。

高梨委員：

全体のコメントにも書いておいたのですけれども、我々がいろいろな形でガイドラインをつくって、それが実施されているということで想定していたのですけれども、報告書を拝見すると、ほとんどがJBICのときのチェックリストを使っている。これは民間企業の立場からすると当然の結果で、過去の報告書は必ずリファアーするものですから、そこでほとんどJBIC等のチェックリストを使っていれば、ジェトロさんの調査はそれでやれば十分だという認識がどうしてもあるのです。

そういう意味で残念なのは、途中段階あるいは事業を説明されるときに、ジェトロの方がどの程度民間の方にそれを徹底されるのかなということが1つあるのです。

それから、現場では、EIAやJICAの改定ガイドラインの影響もあって、ステークホルダーとの距離感というのが非常に難しくなってきた、村山委員から出た、向こうの少なくとも関係機関というところはいいのではないかと思うのですけれども、実際の住民等になってくると、これは日本側はまだコミットしたわけではないというところで、現場でヒアリングするときに非常に気を遣うところがあるのです。

原科委員長：

そうですね。ステークホルダーのある範囲ですね。

高梨委員：

ですから、何件か報告書を拝見して、向こう政府の担当からは住民には近づかないでほしいというような記述があったので、そこは非常に難しいところだなと思います。

それから、先般もお話があったように、今後、ジェトロさんが自粛したいということで、正式にはなくなるので、そういう面ではますますジェトロさんのガイドラインが使われなくなるなという心配をしています。経産省の人たちと時々懇談することがあるのですけれども、経産省の方も必ずしもジェトロさんのガイドラインを十分読んでおられるわけではないので、やはり同じように、これまでのJBICのチェックリストを拝見して、これで十分じゃないですかということで、必ずしもジェトロさんで私たちが苦労した、今のステークホルダー協議も含めて、現場での配慮その他いろいろと書き込んだつもりなのですが、それが十分伝わっていないなという正直な感想になります。

そういう面では、今後続けるに当たっても若干不透明な感じがして、恐らく民間側からすると、今までどおりJBICのチェックリストを使ってまとめていけばいいやという、途中段階のコメントは従来どおりないということで、ある程度予算が厳しくなってくるので、現地調査も十分時間が取れないし、環境社会配慮の専門家の時間も十分取れない懸

念がある。今のこの線でできるだけ行って、何とか環境社会配慮面についてもできるだけ現地で調査してほしいということを言い続けるしかないかなという気がしています。

原科委員長：

今の件は、ジェトロでもう少しちゃんと理解していただくような工夫をお願いしたいということですが。

平井理事：

そうですね。そういう意味で、J B I Cのガイドラインをお借りすれば今回もカバーできる、そういう認識が我々としても。皆さんにつくっていただいたガイドラインを適用していかないと、つくった意味がございませんし。

原科委員長：

ジェトロはもう経産省のガイドラインにしてくださいよ。ジェトロではなくて。それぐらいの感じでやってください。

平井理事：

はい。

原科委員長：

ありがとうございます。

それでは、田中委員、いかがでしょうか。

田中委員：

私も宿題が残って申しわけないのですが、特に円借款案件形成の調査は、この調査の後にJ I C AのF/Sとかそういった依頼が来るケースがございますので、それまでのJ I C Aのマスタープランなどの記載があるものについては、そのマスタープランを読んだりすることもしながらやっております。宿題の方は、また書いて提出したいと思っております。

6ページのインドネシアのスラバヤ市の立体交差事業について私は書かせていただいているのですが、この調査は、案件形成という意味ではJ I C Aのマスタープランと連携しながらやっております、次のF/Sをぜひやりたいということも提言されていますので、そういう形では1つの形になっているのかなと思いました。この環境社会配慮の担当者の方は非常にきちんとスケジュールとか資料、議事録を書かれておまして、私が今まで見させていただいた中では相当きちんとしたものの1つではないかなという印象を持っております。7ページの上から10行目なのですが、

て必須の調査項目である民間ステークホルダーの意向、影響を受けるとされる地域住民の意識について、スラバヤ市、公共事業省および地方の道路橋梁計画管理事務所から民間ステークホルダーとの接触を禁じられたため、住民意識調査の実施、ステークホルダーミーティング開催等が出来なかった。事業実施がある程度具体的となる次回の調査で実行可能性について確認する必要がある。』と、このようにできなかったことも正直にきちんと書いて、それを次の段階で先方と一緒にやりたいという、ここは評価されているのではないかなと思っております。実際にはステークホルダー協議は事業実施主体である先方の公共事業省道路総局が取り組むこととなりますので、次の段階で、もしこれがF/Sとかになるのであれば、その段階で先方と協議をしながら、先方がそれを行うのをどう支援するかという方向に持っていくことが必要なのかなと思いました。

1つ、これはあるといいなと思いましたが、JICAのスクリーニング様式というのがございまして、他の案件ではスクリーニング様式に記載されているものもありますけれども、ここにはそれがなかったと思いましたが、次回、これを先方と協議して書いていただくといいのかなと思いましたが。

次に9ページ、こちらはウクライナ・キエフの地下鉄案件だったのですけれども、ここで私が内容を見させていただいて質問したかったのは、下から11行目に、4-10から4-14までチェックリストの記載があるけれども、これは600万ドル以上の投資事業に義務づけられているウクライナ環境天然資源省の専門家意見、これは本当はこの調査の段階で聞き取りをして書いておいていただかないと、これはどういう内容だったとかいうのはだれもわからないので、このあたりを書いていただけるとよかったのかなと思いましたが。

それから、その下、2004年に既にウクライナ側が道路・鉄道併用部分について建設に着手しているとかいう記載もありましたので、調査しているところとウクライナがやっているところがどういう時系列になっているか、あるいはそれにEIAがどのように絡んで、どういう審査が行われて、どんな意見が出ているかというのがきちんと把握できないと、将来、次の調査あるいは円借款として考える場合、この辺はクリアしないと次に進むことは難しいのではないかなと思いましたが、このあたりは実際どうだったのかというのを本当は調査団の方にお聞きできると一番いいのかなと思った次第です。これはまたお聞きいただいて、実際これがどうだったのか、次の委員会のときにでも教えていただければ、またそこで議論ができるのではないかなと思っております。

原科委員長：

宿題になりますか。

田中委員：

はい。

原科委員長：

いいですか。

村上課長代理：

わかりました。

田中委員：

それで、10ページなのですけれども、この地下鉄については、先ほどの原科先生の御説明のときにありましたように、この報告書ではJICAで言うカテゴリBあるいはCに該当すると書いてあったのですけれども、とてもそんなことはないと思うのです。通常、地下鉄案件は、これは住民移転も約400人ということですので、将来議論になった場合にカテゴリAになるはずです。そうするとJICAの助言委員会のマターになりますので、これについては、JICAのホームページのカテゴリAのエジプトのカイロ地下鉄4号線というのがまさに助言のところに出ていますので、コンサルタントの方はこれを見た上でされているとは思いますが、こういうのをごらんになっているのであれば、その助言が多分同じようなことを聞かれるのであれば、案件形成の段階で、どう答えていくかということを考えていただくとよろしいのではないかと思います。

最後に、このウクライナの地下鉄についてはスクリーニングフォーマットがついていたのですが、そのスクリーニングを書いている人としてコンサルタントの人の名前が書いてあって、これは通常はウクライナの地下鉄の事業実施主体が書いて送ってくるものなので、そのあたりのところで勘違いされているのであれば、修正していただくことが必要になると思います。この修正をするに当たっては、当然、カウンターパート機関になるであろう方々と議論した上でそのスクリーニングフォーマットを埋めていかなければいけないものですから、日本から行かれた方が自分の意思で書いていくようなものではないということはきちんとしておく必要はあるのかなと思っております。多くのスクリーニングフォーマットを書いていた案件も、そういう形ではなくて先方が書くという形になっているのはもちろんございますけれども、この案件についてはそういう状況がございました。

以上です。

原科委員長：

ありがとうございました。

今の件はどのように。やはり説明かな。

村上課長代理：

そうですね。既に調査がなされたものでございますので、これも委託元と協議して、その修正等を考えたいと思います。

野口総務課長：

スクリーニングの記載というのは、実施機関へのヒアリングを通じてコンサルの方がかわりに書いたということではなくて。

田中委員：

そこもちょっとわからなかったのです。ヒアリングをきちんとやっておられるなら、それはそれでいいのですけれども、そこに日本人の名前が入っているとまずいので。

原科委員長：

それは先方の方でないとおかしい。だから、こちらで作業をしても、確認を向こうでしていただかないとまずいでしょう。

田中委員：

基本的にはキエフ市の地下鉄の事業実施主体が書くようになっていますので。

原科委員長：

どうもありがとうございました。

田中委員：

もう1点よろしいですか。先ほど松本委員がおっしゃられた意見について、私も同感なのですが、今回は案件形成調査が9件ございまして、将来JICAに、調査、次のステップあるいは円借款となったときに、この中でどれが円借款の案件形成のステージにあるかどうか、そのあたりはきちんと議論していかないと、既にどんどんやっているような案件を補足するようなのが案件形成なのかどうか。例えばウクライナの地下鉄なんて、既に一部向こうがつくってしまっていて、EIAも一部終わっていますとかいうのを、次のステージでどういう協力をしてEIAを支援するかといったら、それは現状をちゃんと把握しないと難しいと思いますので、そのあたりは、次回、こういったステージで案件形成調査を考えるとときにどういう点が大事かというのは議論になるのではないかなと思った次第です。

原科委員長：

どうもありがとうございます。

では、全体のサイクルの中でどの段階かを明確にこの場で確認していくというような形になりますか。

田中委員：

そうですね。スラバヤの立体交差事例はまさに案件形成調査に当たると思います。それで次にF/Sでそこをきちんと議論していきましょうということに提言もなっていますので。こういう形が本当の案件形成の初期段階になるのではないのでしょうか。

原科委員長：

そうですね。意見書でもそういうことをきちんと書き込んでいくような格好がよろしいですね。

どうもありがとうございました。

それでは、今いろいろコメントをいただきましたので、先へ進みたいと思います。

原科委員長：

この実施事業に関する意見書をまとめるわけですが、先ほどのような事情できょうはまとめることができません。さらにコメントを出していただいて、その上でまとめることになります。タイミングとしては、今は11月ですから、早くても12月下旬か1月ぐらいになると思いますが、全体意見書の方向性について議論したいと思います。

これにつきましては、取りまとめ役の松本委員にお考えをお聞かせ願いたいと思います。

松本委員：

当初から思っているのは、皆さんから御意見をいただいたものをガイドラインの項目に従って整理をして。

原科委員長：

基本的には去年と同じような形でよろしいと思います。

松本委員：

ただ、拝見していて若干、また全員の紙が来てからとなりますけれども、1つ御議論いただきたいのは、典型的に言えば宮崎委員のコメントにあらわれているのですけれども、この報告書の中に書かれていたコメントと委員のコメントがあると思うのです。つまり、報告書の中で既にこういうことは考えるべきであると書かれていたものがここに転記されているものと、委員としてそれは考えるべきであると書かれているものがやや混雑してい

て、この委員会としては委員のコメントに限定した方がいいかなと思っているのと、もう一つは、この事業をさらに円借款として進めるべきである的なコメントが書かれていて、これはもちろん宮崎委員の委員としての御見解だとは思いますが、この環境社会配慮諮問委員会として、もっと日本が円借款ができるように進めるべきであろうというようなコメントを載せることが適切かどうかという点について御議論いただきたいと、きょうのお話を聞いて、思ったところです。

原科委員長：

今の点で御意見を。

1つは委員のコメントに限定してまとめたいということではありますが、この点はそんなことでよろしいでしょうか。それとも、もう少し考えていることも入れた方がよろしいでしょうか。

田中委員：

今の点につきまして、これは私の個人的な意見ですけれども、円借款について、特にSTEP案件となりますと、30%ぐらいは日本からというような議論が先方と議論になりますよね。そういう状況と今の円高の状況なんかも踏まえますと、この委員会でこれは進めるべきだとか、そういうことを言えるような状況ではないと思うのです。それは先方と関係する人たちがこれから議論する中でいろいろな議論になっていくと思いますので、そこは客観的に、環境社会配慮面でこのように委員会としては考えるということで、これは円借款としてやるべきだというようなことを載せるものではないと思っております。

原科委員長：

ほかには御意見いかがでしょう。

柳副委員長：

基本的には、個別の意見をお書きになっているところは、それはそのまま残す方向でいいと思いますけれども、全体としてまとめるときには、諮問委員会としては、そういった個々の案件をどういう方向に進めるべきかという方向性については特に述べる必要はないと思っております。そういう意味で田中委員と同じ意見です。

原科委員長：

去年と同じような考え方ですね。

柳副委員長：

はい。

原科委員長：

では、委員のコメントの全体の統括というか総合というか全体をまとめる格好で、個別案件については個々の委員の御意見を整理する格好で対応できますから、そのような扱いにして、去年と同じような方式でやる、基本的にはそういうことでよろしいでしょうか。

高梨委員：

1点だけ。この事業の目的は、できるだけ民間の提案を踏まえていろいろな案件をつくっていかうと。それが日本の支援につながったり、今非常に課題になっている民間投資との連携ということで、新しい日本の成長戦略としてうたわれているということで、そういう流れの中でこの事業が進められていると思うのです。ですから、我々が進めるべき云々というよりも、むしろ事業が次の段階に行くに当たってはこういう点に留意するということが、大きな観点からは、事業が次に進んでいくという前提で皆さん頑張って調査をされているわけです。ですから、それを次に進めるに当たってはこういう課題があって、そこは次の段階でしっかり詰めるというような観点から私もコメントしたつもりなのです。我々のスコープはあくまでも当該案件、当該段階での調査という形で、この事業が置かれている環境は、具体的な事業化へ持っていくための1つの手段であるというところは配慮していくべきではないかと思えます。

原科委員長：

そうしますと、次の段階に進めるに当たってはどのような点に留意すべきかというポイントでのコメントが必要だと。ただ、次の段階に進める必要はないということになると、それはどうですか。環境社会配慮の面から問題があるからまずいんじゃないかという意見はどうなんでしょうか。

松本委員：

具体的に悩ましいのは、例えば13ページの一番最初の段落、7の「その他」の最後の一文、「円借款が実現するようにインドネシア側の調査井データを用いたFSが早期に行われることを期待したい」とか、15ページの一番上の段落、「バリアーブントウ省人民委員会レベルでは、ODAでの実施を望んでいるので……高い優先度で承認されるように、日本側としても努力をしていく必要がある」といったコメントをこの諮問委員会として載せることは適切ではないのではないかと私は思ったのです。こういう書きぶりについてな

原科委員長：

そうすると、個人意見で書かれているものも、こういうものは載せない方がいいということですか。

松本委員：

この点についてそのまま個人の意見として尊重して載せますということによろしいのかどうか。

原科委員長：

こういうものを外すということもあり得ると。

松本委員：

それをお伺いしたい。載せた方がいいということであれば、私は皆さんの総意の中でコメントのまとめをしますので、一切手を加えずに、個人の意見として全部載せますけれども、それが適切かどうかという点について。どんなに厳しかったり、推進の意見であつても、どちらでも構わないのですが、案件形成の調査に対してのコメントとしては評価のコメントも批判のコメントも載せた方がいいと思うのですが、これを相手国にも働きかけて早期に実現した方がいいというのが本当にこの諮問委員会としてのマנדートかどうかということについて若干の疑問があるということです。

原科委員長：

それはなかなか難しいですね。環境社会配慮面から言ってブレーキ掛かる件もあるかもしれないけれども、気候変動対策なんかは効果があれば進めた方がいいという言い方もできなくはないでしょう。さっきの60万トン云々なんていうのは。

田中委員：

今の件につきまして、私は個人の委員としての意見を昨年度にも添付しておりまして、そこは基本的に個人の責任で書きたいことを書くということで、これは公開されて、どなたがどんなことを言われているかというのは見ようと思えばインターネット上で見られるわけですから、それでいいと思うのです。ただし、委員会としての全体のまとめのところには、賛成・反対も含めてそういうことを書く必要はないと思っております。そこは客観的に、これを読んだところ、こういう点が課題であつて、これをどのようにした方がいいという、ある意味建設的な提言も当然全体の中には入っていくでしょうけれども、これを推進すべきだとか、やめるべきだとか、それはここの短い時間で議論できることではないと思っております。

作本審査役：

今の田中委員の御意見、ありがとうございます。

やはり案件全体を進めるかどうかは大所高所から政策判断を含めて考えるべきだということがあり、必ずしも我々が適しているわけではない。

もう一つは、皆様方からいただいているこの意見書というのは全体に関する御意見ということで、その部分がいわゆる意見書に当たる部分でありまして、そのほかの個人からいただいた意見というのはあくまでも、参考に役に立てばありがたいが、皆さん個人の名前を出していますから責任を負っていただくという限りにおいての追加的な資料でありますので、そういう意味では、外向けに責任を持つのは意見書部分だけという考え方でいけば整合性はとれるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

田中委員：

個人の意見というのは、まさに個人が、例えば私自身が考え、責任を持つということで書くつもりでいるので、これが将来JICAのF/Sをどう採択するかという議論になったときも、私はジェットロでその案件についてはこういう意見を出しましたというのもJICA内できちんと公表できますので、お話ししてやることもできます。そういう意味では責任を感じながら書かなければいけないので、いろいろ調べた上で書かないとまずいかなとは思っております。

高梨委員：

恐らくこの席に宮崎さんがおられたら、また違った。ですから、私なんかも現場からすると、これはやるべきだと言うのは物すごく勇気が必要なもので、そういう面では、この委員会の置かれているところの再確認というのですか、1つは事務局へのお願いですがけれども、こういった議論があったということをお話されてから。恐らく御本人は何も悪気なく、報告書に書いてあることちゃんとやっているかどうかということと言及されたのだと思うのですけれども、ただ、個人の意見ということで、それが最終的に残っていくことになるということを考えたときに、御本人が了解するのかどうかということもあるので、委員会ではこういう議論がありましたよと。あるいは、この事業でおかれているほとんどで、そして全体をまとめるに当たって、例えばこういう意見、最終的には個人の御意見でというのをちょっと参考にお知らせしてあげる。それなしに、もう載せましたと。

原科委員長：

段取りとしましては、まず全体意見書を取りまとめまして、それから参考として個々の御意見を掲載しますが、当然、公表になりますので、事前に文言等は各自チェックしていただくこととなります。もう一つは、マンデートをどこかにはっきり書いて、そういう

仕分けをわかるようにしておいた方がいいと思います。ですから、環境社会配慮に対する意見を出すのが本委員会の趣旨であるということをはっきり書いた方がいいですね。そのほか個人の意見ではそれ以外も含まれているかもしれないというようなことは書いておいた方がいいのではないかと思います。そうすれば誤解がないと思います。確かにこの段階で表に出してしまうとね。そうしないと最初に意見をもらえなくなってしまう、自由な議論がしにくくなってしまうから、そこはやはり段階を踏んでやりましょう。では、そのような扱いにするということで、公表段階である程度配慮したいと思います。

原科委員長：

作本審査役、何かそれに関して、どうですか。

作本審査役：

きょうは皆様方のコメント、御意見をありがとうございました。私ども、ここで円借款9件、民活インフラ8件ということで、かなり大きな件数ですけれども、御意見をいただいたことに感謝申し上げます。一般的な印象といたしまして、有害化学物質、EUでは随分議論されている内容ですが、住民移転等の社会的な側面、もう一つは生態系の関連が指摘されていたということは、COP会議もありましたし、特に関心が高まっているという印象を持ちました。ただ、まだ報告書に対する全員の意見が出そろっていないということで、皆様方にさらに御尽力をお願いいたしますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それで、私もこれ以外に3点ほど感じたことがあります。

まず1点目は、ガイドラインの浸透力というのでしょうか、先ほど原科先生のJICAでのご表彰というお話がありましたけれども、調査を実施する担当者が案件ごとに異なっている、あるいは調査期間が極めて短い、あるいは調査を実施する企業の個性という制約もあります。環境に関して余り関心のないところもあれば、とてもあるところもありますので、環境社会配慮に対する意欲とか姿勢、関心度合いというのは、初期段階、応募段階から受け付けでも全くさまざま異なっていると言える状態にあるのではないかと思います。ただ、そうは言っても、環境社会配慮に対する予防的な対処として、私どもがガイドラインのもとでやっているこの仕事というのは、報告書作成を通して、調査の実施企業に対して環境配慮面のインパクトを与えたり、関心を高めてもらったりする上での役割があると思います。そういう意味でも、ジェトロの環境社会配慮ガイドラインが背後にあるということでこれが浸透しつつあるのではないかと思います。

ちなみに、今年度に動いている事業を一緒にして申しわけないのですが、昨日、ある大きな道路案件の中間報告がありました。私もそこに参加させていただいたのですけれども、METI、JICAからの方も参加されておりました。冒頭の質問が、今日ここにおられている産業技術部の方の質問ですが、こういうものでした。住民移転の数が多いのではな

いかと。これは、かなり大きな事業でありまして、3,000所帯の住民移転を伴う事業がどうなのかという質問を冒頭にされました。環境社会配慮が非常に浸透しているというか、認識が変わってきているということをととても強く感じました。

特に、このジェットロがやっている環境社会配慮というのは、JICAが行なうODA事業も含まれているのですけれども、民間企業の実施に頼っているところがあるのです。そういうところで、企業の環境社会配慮への意欲というのは、CSRとか現地の環境規制とかサプライチェーンあるいは住民意識ということで、徐々に変わりつつあるのですが、このジェットロのガイドラインが大きな力というか役割を果たしつつあるということがあります。委託事業という形式ではあるのですけれども、このガイドラインを我々は見守っていく必要があるという気がしているところでもあります。

2番目は、既に冒頭に議論があったのですけれども、これは案件形成の事業なのか、案件発掘の事業なのかということで、昨日も考えていたのですけれども、このガイドラインを策定する過程にありましては、JICAのガイドラインとの峻別化を考えるためには案件発掘だとの議論がありました。ですから、F/S事業の呼び方はジェットロの事業になじまないということで、案件発掘の側面をかなり議論されたように理解しておりました。ただ、昨日のそういう調査企業の報告会に出ていますと、これはどうも発掘だけでは議論が進まない。というのは、発掘だけで話を進めますと、このプロジェクト自体の熟度がさまざまであるというか、報告書をつくるまでの半年、1年の調査では成り立たないというか足りないということが出てきてしまうわけです。そういうことで、報告書の質も確保しなければいけない、あるいは将来の実現可能性も考えなければいけないということになりますと、私も案件発掘という立場ですと頭の中は固まっていたわけではありますが、そうではなくて、案件形成、さらに案件形成のどのあたりか、松本さんが御指摘の熟度といえますか進捗状況、そのあたりを考えてみる必要があるのではないかと思います。結果的には、案件発掘ではなくて案件形成を支援するというやりとりが、大きな効果を生むというか、こういう事業はこうやって進めた方がいいんじゃないか、あるいはこうやって進めた方がよりいいとか、意見交換の中でいろいろな成果が出てきているような気がするのです。そういう意味では、案件を形成するという立場に立った場合の方が、最初の進捗場面での効果を上げることができるのかなということを考えておりました。

3つ目ではありますが、意見書の力ということで、先ほども御指摘がありましたけれども、多くの企業の方は、ジェットロ6階のビジネスライブラリーに來まして、前例といいますか、今までの過去の報告書を参照しています。どういことが書かれているか。例えば、先ほど御指摘のあったJBICのチェックリスト、これはほかのところ報告書に使っているからうちも踏襲しようかというような発想で使っているところが多いわけです。私どもは、それをそのまま使うのはちょっと考えてくれというようなことを指摘する場合もありますけれども、そういうような前例を参照するというようなことが徐々に浸透してきております。そういう意味では、皆様方からいただく意見書が徐々に力を持って行って、それが報

告書の内容に影響を与えるということがありますので、また意見書をいい形で、御提言を含めてまとめていただければありがたいと思います。

ただ、このためにも、今まで議論になっているジェットロのガイドラインの適用に無理が生じないように、改定は必要かもしれませんが、無理が生じないようなスタンスをこれからも確保していきたいと考えています。今後ともまた皆様方の御協力、とりあえずは今回の意見書でありますので、御協力、御支援をよろしくお願ひしたいと思います。

原科委員長：

ありがとうございます。

今の3点の2点目が気になりました。案件形成か案件発掘かで、案件形成の範囲に入るという考えはわかります。ただ、実際にそれが可能かどうかということで、調査期間が短いですね。案件形成ということまで言っていいかどうかというのが気になっていて、やはり発掘しかないんじゃないかという感じなのですけども、どうでしょう。

作本審査役：

どうなんですかね。

原科委員長：

半年間は案件形成に入れてしまうか。2年間の事業なら、1年半ぐらいあればできますけれども、半年で形成と言っていいのでしょうかという疑問が出てきたのですが、その辺はどうですか。

村上課長代理：

ガイドラインを策定する段階での議論ということで私も聞いている話なのですけども、案件形成とかプロジェクトフォーメーションと言いながらも、これは民間の知見を利用した案件発掘調査だということで一応議論がおさまって、ガイドラインの文言ではあくまでも案件発掘段階、意思決定の早い段階での調査だということにおさまったと言っていますので、ここであえて案件発掘という言葉を入れる必要はないかなと。あくまで案件発掘の調査であるということにおさめておかないと、次のF/Sに申し送るといふところの位置がぼやけてしまうので、これはあくまで発掘ということによろしいのではないかといいことです。

松本委員：

その位置はぼやけていることを前提に議論しないとだめだと思うんですよ。実際に我々が見ていても、それは無理です。だって、F/SがあるのでEIAがあるのがあるのですから、案件のレポートを見ている者からいくと、その点で断たれてしまうと、もはやあり

得ない前提に立って仕事をしているとしか思えなくて、前提としては、少なくとも案件形成段階にばらつきがあるものを私たちは読んでいるというのは大前提なのです。

そこで、案件発掘という言葉にこだわるのであれば、発掘と言われると、全くないものを土の中を掘って見つけるかのように想像されますが、実際の発掘は、山ほどあるいろいろな調査の中のある調査を引っ張ってくる発掘、つまり既存の調査の山の中の発掘もあり得るわけです。これこそ日本の企業に適しているというものが、既に調査が行われているものの中にある。それを引っ張り出してくるのも発掘なわけです。この発掘は既存の調査報告書があるわけです。これは村山先生が御指摘されたとおりです。この発掘の場合は既存の調査があるということは、ステークホルダーもほとんど特定できますし、さらに進んだ形でのレビューが可能なわけです。これについてガイドラインは何の言及もないので、私たちとしては極めて不都合を感じているということです。要するに、発掘という言葉を使うのはいいですけども、その発掘が既存の調査報告書の山の中から案件を発掘しているのだとするならば、その発掘についてはレビューの方法を別個考えていただきたいというのが村山先生の御指摘かと私は理解していますし、私自身もそう思っているのです。土の中を掘って本当に発掘するものに同じことを適用しろとは申し上げていなくて、既に調査報告書が存在している山の中から発掘される場合についてはもう少し踏み込んだレビューをされるべきではないでしょうかというのが私の意見ですし、私が理解するところの村山先生の御指摘だと思うのです。

原科委員長：

そういう発掘もありますね。

松本委員：

山ほど調査報告書というのはこの世界にありますから。

原科委員長：

掘るだけではなくて。そうすると半年でも可能だと。

松本委員：

ええ。

原科委員長：

レビューをしっかりと。

高梨委員：

現場からいきますと、今、インフラ輸出でどういう議論が行われているかという、日

本側からインフラに係るシステムをトータルで輸出しなければいけない。そのためには何が課題か。ビジネスとしてですね。今、内閣府を中心にして議論しているところでは、日本は発掘・形成段階が弱いというのが共通して言われていることなのです。これは現場を知らない人たちが話しているからそういうことになるのですけれども、ただ、役所・経済界を含め、発掘・形成という言葉の中にはF/Sまで入っているのです。ですから、一般の人たちにとって、案件を取るためにはF/S段階までも入っていかないといけない。我々が言っているジェトロさんのpre-F/Sも発掘でもあるし形成でもあるということで、世の中のディフィニションは、F/S段階を含めたものが発掘・形成と一般に言われているのです。ですから、そこで議論しても余り意味がなくて、現場からすると、我々はグリーンフィールドと言っていますけれども、文字どおりゼロから発掘・形成するというのもトライしています。ただ、どこの国でも必ずそういう事業は何らかの形でやっています。それで一番困るのは、過去にやったレポートが結構あるのですが、我々から見ると、それは本当に足りない。現地政府がやったもので、pre-F/Sにもならないです。そういうものはリファーしても余り意味がないところがあるのです。ただ、事実としては過去に調査をやっているということがあります。そういう中で、全くゼロからのものと今あるものをもうちょっと膨らますなり、我々の知見を入れてプロジェクト自体をもう一回練り直すというのも当然やっています。

ですから、大事なことは、ジェトロの方の民間と向き合うところの向き合い方だと思うのです。今までいろいろ出てきて、中間報告はあると思うのですけれども、もしF/S的なものがあるのであれば、そこはしっかり詰めなければいけないと思うのです。現場から言っても、3カ月のプロジェクトでフルスケールのF/Sはまず無理だと思うのです。ですから、それは既存の資料を使いながらやるにしても、当然どこかで限界があるわけです。ですから、大事なのは、まさにそれを読みこなすジェトロの方々の力量にかかっている。実現可能性調査とか事業化調査というのは、こういう名前にした方が次に続きやすいからですよ。民間の方で言うてくるのは。だから、ここは文字どおりジェトロさんが御指導すればいいわけで、我々はまだ案件発掘の方を中心に行っているのです。用語に直すとフィージビリティスタディになってしまうから、そこは配慮してくださいということで。要するに、発掘であろうが形成であろうが、内容的に十分詰まっていないところをしっかりと詰めて、次につなげるならしっかりと課題を書きいただきたいということで、現場からすると、発掘と形成を文字どおり明確に分けることは物すごく難しいことです。ですから、結果のアウトプットをしっかりと見て、十分ではないところをしっかりと指摘するというのがジェトロさんに期待されているところだと思います。

原科委員長：

ただ、本質的には発掘なんでしょう。ただ、形式としてはF/Sが対応するわけです。発掘の材料として。

高梨委員：

でも、今はそんなに発掘とか形成とか意識して使い分けるといのはほとんど行われていないのではないかと思います。ですから、JICAさんに言ってもわからないですけども、発掘とって…

原科委員長：

理念として発掘段階ということですね。

高梨委員：

昔はそのように分けていたんですよ。F/Sぐらいは。

原科委員長：

言葉というか理念。つまり、発掘と言うし、あるいは形成と言っても、F/Sであっても、理念としては、全体のサイクルの中では最初のスターティングポイントで。そういう意味。

高梨委員：

ですから、円借款につながって初めて事業化という言い方をして、それまでは事業の発掘・形成と言う傾向が最近は強いので。

原科委員長：

その辺はJICAの支援との関係ではうまく整理できますか。

田中委員：

発掘といいますと、ないところから掘るという意味では、基礎的な調査といいまして、全く報告書類がないようなところでどういうものがあるかという調査もかつてやってきたわけです。その後、マスタープランとかフィージビリティに行きますと、これは形成段階にだんだんなっていくわけです。そうしますと、22年度の9件の中で、先ほどから繰り返し申し上げていますが、市内の立体交差とかこういったところは、マスタープランが行われるのを活用しながら、この案件を、次のF/Sできちんとしたものを立体交差としてやっていこうという提言が出ていますので、これは発掘というよりは形成に近い調査だと思っております。こういう形のものが具体的にできれば、次にF/Sをやろうという判断になったときにこの報告書の中身が非常に生きてくると思うのです。何度も申し上げますように、この立体交差のケースは、私が見た中では環境社会配慮が相当きちんとやられているなという印象を持っております。

原科委員長：

では、文言としては「発掘」を使っているけれども、意味としては両方、ある程度形成も入っているということでございますね。

松本委員：

高梨さんがおっしゃったのは、整理の仕方としては私と同じような気がするのです。ないものから発掘するものもあるかもしれないけれども、既存のものを使うこともある。一からF/Sをやることはこのタイプではなかなか困難であるから、それはつまり既存のF/Sなり調査が存在しているという前提に立つということになると、大きく言うとその2種類があって、繰り返し申し上げているのは、既存の調査があるものについては、このガイドラインではそういう前提ではなかったの、何らかの準備を用意すべきではないでしょうかということ、そこについては高梨委員は御意見をおっしゃっていませんけれども、私は、そこについてはもう少しこのガイドラインに準備を明記しておいた方が、毎回同じ議論を繰り返したくないので、いいのではないかと。

田中委員：

今、松本委員がおっしゃった点なのですけれども、既存のF/Sとかがあるのであれば、これは普通だったらSAPROFといますか、円借款に向けてそこを補強するような形。そうすると、これまでこの委員会で議論していたような案件の発掘・形成とはステージが違うわけですね。そこをきちんと整理して、本来はそういう案件はこの中にはないはずだということでこれまでずっと議論してきたのですけれども、そういうのがあるとすると、そこはどういうふうにしていくかというのはきちんと議論する必要があると思っております。

高梨委員：

もう1点だけ。現地にある報告書というのは本当に千差万別なのです。ですから、こんなものがF/Sかというような報告書がありますし、例えばベトナムなんかでは、私たちが言うpre-F/S的なもの、準備段階のものも堂々とF/Sだと言っていて、中身を見ると、需要調査もやっていないし、経済分析もしっかりやっていない、環境社会配慮も弱いというようなものがたくさんあります。ですから、既存の資料があつて、それを見ることを調査とする場合にとっても、その既存の調査資料の深さが非常にばらばらなところがあるので結論的に申し上げますとその調査をやったところに対してジェトロの担当者の方が、既存の資料が本当のF/Sなのか、それ以前のものなのか、よく確かめられて、F/Sに近いものであれば、それを踏まえて、しっかりそのフォローとして実際にやっておられるのか、ということで次の段階への。先ほど村山先生が指摘したように、もっとし

っかりフォローしていただくということを使うしかないと。恐らくそれを書き出してもディフィニションは難しいと思います。レポート自体がいろいろな形でつくられていますので。

村上課長代理：

我々、案件管理をする上で、中間報告会等、途中段階で調査団からいろいろと報告を受けることがございます。その段階で、できる限り既にあった報告書のレビューをやれば、その点を少し深掘りするような調査をしてくださいということで指摘するような努力ということでやらせていただいているつもりなのですが、御指摘があったとおり、まだまだ力が足りずに漏れている点が多くあると思いますので、ここは引き続き我々の方でしっかりと見ていきたいと思っております。

原科委員長：

では、ジェットロからはそういう指導を強化していただくようお願いしたいと思っておりますが、そうしますと、あわせてガイドラインの一部修正というようなことも追加で考えた方がよろしいでしょうか。

柳副委員長：

先ほどの個別の案件の中でも、JBICとか、それから今はJICAのガイドラインを使ったチェックリストもやっています。ベトナムの案件はほとんどそれなんですよ。ジェットロの環境社会配慮ガイドラインの別表、別紙とか、そういうところはそういうのを使ってやりなさいと書いてあるので、それはそうやった方がいいと思うのですが、何分にも、今は新JICAのガイドラインができていますので、それに統一して合わせていかなければいけないですよ。それを使うにしても、だから、それは直さないと、2010年10月ではあるけれども、その点の記述が残っているので、それは修正された方がいいかなと。そういう意味でも手直しが必要かなとは思っております。

作本審査役：

柳委員、御意見ありがとうございました。

ガイドラインが策定されて5年以内に見直しをするということになっていまして、それがちょうど2008年から数えて2013年ですから、それに照準を合わせて直す、あるいは昨年度の議論もありますが、そういうことで、小さい修正と大きい修正と2つの車輪でやっていけばいいのではないかと。

村山委員：

何らかの形でガイドラインの改定が必要だと思うのですが、当初は発掘なり形成

なりいろいろなタイプの提案が出てきて、ある意味、最大公約数的なところをガイドラインとしてまとめたと思うのですが、想像していた以上に案件の幅が広くて、いろいろなことが出てきてしまっているというのが実情だと思うのです。それをジェトロの方でコントロールできればいいと思うのですが、多分それは難しい状況にあると思うので、そうすると、出てきたものについて、どのようにクオリティごとに適切な配慮をしてもらうかというものが必要だと思うのです。時間の関係があると思うのですけれども、今年度対象にしている、きょうのこの資料、平成22年度のものだけではなくて、可能であれば、その前とかその前ぐらいまでのこれまで扱ってきたものをざっと見るようなレビューみたいなものがあるか、その中で、もしカテゴリごとに分けられるとすればどのようなことが考えられるかというのをやってみるのもいいかなという気がします。1つのポイントは既に環境社会配慮関係の調査があるかどうかだと思うのですけれども、それ以外に、かなり事業がしっかり決まっているけれども、まだそういった調査がないというのがあるかもしれないですね。時間と手間の関係なのだと思うけれども。

作本審査役：

その場合、今幾つか御指摘いただいた点につき、どういうメルクマールで事業を、かなり抽象的な書き方をされている場合もあるので、どうやって整理するか、分類するかということでもたまた御意見をいただければと思います。

原科委員長：

それでは、これは改定すること含みで考えましょう。そのようなことで書きます。
それでは、先へ進んでよろしいでしょうか。

原科委員長：

では、今のことはここで一区切りつけまして、2) ですが、平成23年度案件形成調査事業につきまして報告をいただきましょう。

村上課長代理：

それでは、資料6をごらんください。23年度の案件形成調査事業でございますが、前回の委員会で第1回の募集についてのスケジュールについては御説明いたしました、今回第2回が実施されましたので、その件について御報告させていただきます。

裏になりますけれども、別紙1のワークフローをごらんください。第2回の募集は8月1日に公示されまして、8月31日に募集が締め切られました。9月30日にその案件の採択が発表されまして、10月末までに案件の調査委託契約の締結ということでスケジュールを進めております。この第2回の募集については、2月23日までに報告書を納品してもらうという形で進めております。

採択された案件につきましては、その次のページにあります別紙2に記載がございます。円借款については裏側の8番、9番。8番はマニラにおけるデジタルインフラ整備事業調査、これはいわゆるスカイツリーのような建造物をマニラにつくるということでございます。9番はベトナム・洋上大型国家石油備蓄設備整備事業調査、これはベトナムの洋上に石油備蓄の設備をつくるというものでございます。この2件が円借款として採択されました。

民活につきましては、7ページの10番から14番までが採択されました。10番はインドネシアの電力輸出によるアセアン電力最適化事業調査、こちらはインドネシアのバタム島に超々臨界の石炭火力発電所を建設、そこで発電された電力をシンガポールもしくはアセアンの連携送電線へのつなぎ込みを行うということでございます。11番はインドネシアのチカラン複合都市新交通システム導入計画調査、こちらは、日系企業が多く進出しておりますインドネシアのチカラン地区に新交通システム、ゆりかもめのようなAPMと言われる新交通システムを導入するということを調査するものでございます。12番はエルサルバドルの太陽熱・地熱熱水統合発電に係る案件形成調査、こちらは、エルサルバドルにあります地熱発電所の未利用の熱水を太陽熱で再蒸発させるというシステムを使った電力供給システムを建設するものでございます。13番はカンボジアのメコン川上流西岸地域農業・物流インフラ整備事業調査でございまして、こちらは、カンボジアの未利用とされている地域でバイオエタノールを想定した農業開発を行いまして、河川、港湾を初めとした物流システムの整備に係る調査でございます。続きまして、裏側の14番はモザンビークの肥料生産事業調査でございまして、こちらは、国内で算出される天然ガスを有効利用した肥料生産事業の実現可能性調査ということで調査を始めようとしているところでございます。

23年度の案件形成調査についての説明は以上でございます。

原科委員長：

ありがとうございました。

何か御質問はございますでしょうか。

松本委員：

ここに掲載されているすべてが採択されたわけではなくて、今御説明いただいたのだけが採択ですか。

村上課長代理：

採択した案件を説明しました。追加分ということですよ。

原科委員長：

円借款が2つ、民活が5つ追加ということです。

どうでしょうか。

それでは、このようなことで今年度が進んでおります。

原科委員長：

では、3番目でございます。次回の会合日程。今のようなことでございますので、スケジュールのことでまた検討して進めたいと思います。いよいよ全体意見書の取りまとめという段階でございますが、まずコメントで宿題が終わっていなかったもの等ありますので、そういった方々、1月ほど時間を取った方がよろしいですか。3週間ぐらいでいいですか。12月に入ってしまうとかえってやりにくくなるな。今月いっぱいぐらいにした方がいいかな。どうでしょう。いいですか。

そうすると、それを受けて、取りまとめの作業はどれぐらいを考えているのでしょうか。

松本委員：

そんなにはかからないです。

原科委員長：

2週間ぐらいあればいいですか。そうすると12月の中旬でもよろしいと。

松本委員：

はい。

佐々木主幹：

先ほど御意見をいただいたのですが、例えばきょう欠席された宮崎さんから随分コメントをいただいたわけですが、宮崎さんに議事録をお返しして、宮崎さんにもコメントをいただくという段取りを踏むと、もうちょっと時間があつた方が。それもさらに松本さんにフィードバックすると。

原科委員長：

そうすると、宿題を1月ぐらいで出していただいて、あとはそういったことがあるということで、12月半ばぐらいまでに大体整理できて、年内に松本委員に取りまとめ作業をやっていただく。2週間ぐらい後ろにおくらせますか。

佐々木主幹：

それもきついような気がするので、1月の方が。

原科委員長：

1月に。年末年始もありますからね。

松本委員：

不思議なもので、締め切りにぎりぎり間に合うというのがいつものパターンですから、どこに締め切りを設定されても大丈夫だと思います。

原科委員長：

では、1月にしましょう。いいですか。1月半ばぐらいで。

松本委員：

はい。

原科委員長：

そうしますと、事前の御相談で、1月17・18日ぐらいで、私は18日は専攻長会議がありますので、17日で御都合がよろしければ。火曜日ですが、きょうと同じような時間帯で、午前中、10時で。そんな時間帯でいかがでしょうか。

田中委員：

ほかの委員の方の都合もあると思いますので。

原科委員長：

この顔ぶれは全員オーケーね。

田中委員：

先生の御都合は幾つかバリエーションがあるのですか。この17日以外に。

原科委員長：

皆さんのこともあるので、どうしましょう。もう一つ考えますか。16日の午後とか。

佐々木主幹：

あるいは1週ずらした月火水木とか。24・25日。

原科委員長：

25日は教授会です。

では、1週間おくらせて24日の午前中とか、あるいは曜日が一緒だとまずいかもしれないから、16日の月曜日の夕方とかはどうですか。月曜の朝はまずいでしょう。16日はかえってまずい？

佐々木主幹：

先生、18日はだめですか。

原科委員長：

18日は専攻長会議です。

19日の木曜はどうですか。

佐々木主幹：

木金はちょっとジェトロが。

原科委員長：

月曜もだめ？

佐々木主幹：

月曜は大丈夫ですけれども。

原科委員長：

では、16日の午後はどうでしょう。3時－5時。

佐々木主幹：

では、16・17日でとりあえず。

原科委員長：

では、17日を第1にして、16日を第2にしますか。

佐々木主幹：

それで、欠席委員の方にはこちらから打診をします。

原科委員長：

そうすると、16日は、時間帯は1時から3時と3時から5時と、2つ用意しておきますか。そうするとやりやすくなる。

よろしいでしょうか。

ちょっと整理します。1月16・17日ですが、できたら17日は全員そろっていますのでいいと思いますけれども、16日は皆さん大丈夫ですか。ちょっと首をかしげている人がいますね。では、17日を最優先にして。あと、16日の場合は1時から3時の時間帯、あるいは3時から。

佐々木主幹：

16日の1時半からが1つ、3時からがもう一つ、もう一つが17日の10時から。この3つ。

原科委員長：

では、3つの案でいくといたします。1時半のときは3時半が終わりということになると思います。3時スタートのときは5時までということになると思います。

では、そういったことで日程調整をしていただきます。

それでは、これで締めいたします。最後に改めて、宿題よろしく願いいたします。

では、そういうことでよろしいですか。

何かほかによろしいですか。御意見。

よろしければ終わります。どうもありがとうございました。